

栃木県県土整備部キャリアアップシステム活用工事試行要領

Q&A

Q 1 建設キャリアアップシステム(CCUS)とはどのような制度か。

A 1 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)とは、技能者の保有資格や社会保険加入状況などを業界横断的に登録・蓄積することにより、技能者の処遇改善や現場作業の効率化を図ることを目指す仕組みのことです。なお、CCUSを活用する場合は、要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル(一般財団法人建設業振興基金)」等を参照し、適正に実施してください。

Q 2 CCUS 活用を希望したが目標基準を達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A 2 目標基準を達成できなかった場合でも工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

Q 3 対象工事を落札したが契約時点で事業者登録が完了していない。この場合、CCUS 活用を希望することは出来るか。また、対象期間はどのように設定すればよいか。

A 3 元請業者が落札時点で登録が完了していなくても登録予定があればCCUS活用を希望することは可能です。ただし、登録完了後に残工期が契約工期の半分以上あることが必要です。また、現場着手日までに事業者登録及び管理者ID(現場管理者)登録が完了していない場合の対象期間は、これらの登録が全て完了した日の翌日から工事完成日(後片付けを除く。)までのうち、休日等を除いたものとします。

Q 4 工事成績評定を省略する工事(請負金額500万円未満の工事等)や草刈り等の業務委託について、CCUS の活用はできるのか。また、CCUS を活用した場合は工事成績評定を行うのか。

A 4 工事成績評定を省略する工事についても打合せ簿の提出によりCCUSの活用は可能ですが、工事成績評定は行いません。したがって工事成績評定での加点もありません。草刈り等の業務委託については本要領の対象外となりますが、CCUSの活用を妨げるものではありません。

Q 5 工事進捗により契約工期が変更となった場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか。

A 5 対象期間については変更後の工期で再計算してください。計測日については初回計測日を経過している場合は以降3ヶ月毎に、初回計測日を経過していない場合は変更後の工期に応じた初回計測日を設定してください。

Q 6 契約工期に出水期間が含まれている河川工事や水路工事等の場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか。

A 6 出水期間中に現場が稼働していない又は工事全体が一時中止となっている場合は該当する日数を契約工期から控除して対象期間を算出してください。計測日については現場が稼働していない期間に重ならないよう要領に基づき適宜設定してください。

Q 7 舗装修繕工、標識工、区画線工等、契約工期に対し実作業期間が短い工事の場合、対象期間および計測日の設定はどうすればよいか。

A 7 現場事務所設置及び起工測量、他工事との調整等で技能者が就業した日を除き、現場作業が全くない期間は対象期間外とします。
また、計測日については監督員と協議の上、現場作業を行う任意の一日で計測してください。

Q 8 工事全体の一時中止等、対象期間外に現場管理上必要な巡回パトロールや保守点検のため技能者が現場に従事した場合、CCUS 活用実績として計上してよいか。

A 8 対象期間外に現場管理目的で技能者が就業した場合は各指標値の算出には含めません。ただし、カードリーダーへのタッチ等、CCUS活用を妨げるものではありません。この場合、工事完成後に発注者に提出する目標基準の達成状況を記載した資料では上記内容が分かるように算定・説明するようにしてください。

Q 9 機器等の資材を工場製作した。工場製作期間は対象期間外となるが、搬入先の状況により現場設置まで期間が空いてしまった。この場合、工場製作から設置までの期間は対象期間となるか。

A 9 位置出し、他工事との調整等で技能者が就業した日を除き、現場作業が全くない期間は対象期間外とします。

Q 10 対象期間の基準となる現場着手日の定義は。

A 10 土木工事の場合は、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日とします。

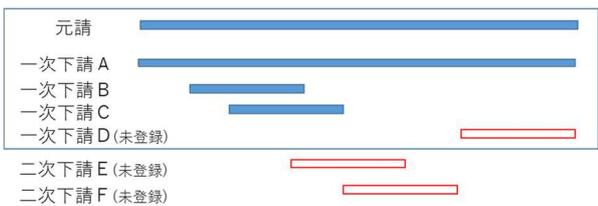
営繕工事の場合は、現場に継続的に常駐した最初の日とします。

Q11 要領第4条で定める「目標指標」と「参考指標」の算出方法が分からない。

A11 下図を参考に各指標を算出してください。対象期間及び計測日の考え方については前述の回答を参照願います。

【目標指標】登録事業者率（達成基準：50%以上）

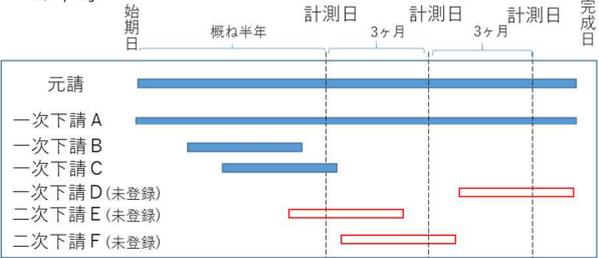
- 登録事業者率
期間内に工事に従事した元請と一次下請企業のCCUS登録事業者率



登録事業者率 = 4者 / 5者 = **80.0%**

【参考指標】平均登録事業者率

- 平均登録事業者率
協議により設定した計測日におけるCCUS登録事業者率の平均

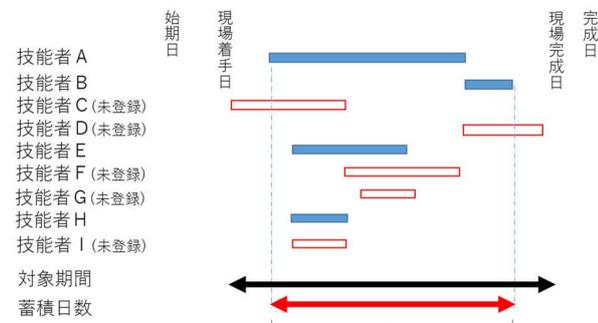


登録事業者率
3者/4者 = 75.0% 2者/3者 = 66.6% 2者/3者 = 66.6%

平均登録事業者率 = **69.4%**

【目標指標】カードリーダータッチ率（達成基準：50%以上）

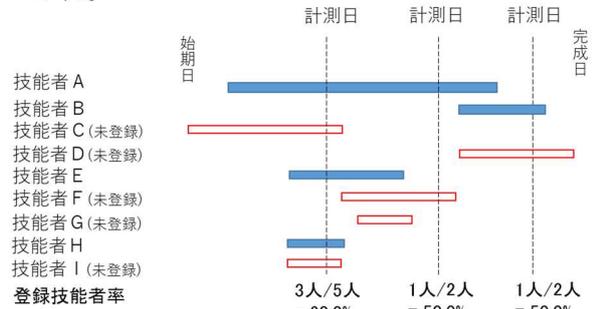
- カードリーダータッチ率
現場にカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を蓄積した日数/対象期間（現場稼働日）



カードリーダータッチ率 = **77.0%**

【参考指標】平均登録技能者率

- 平均登録技能者率
協議により設定した計測日における技能者のCCUS登録率の平均

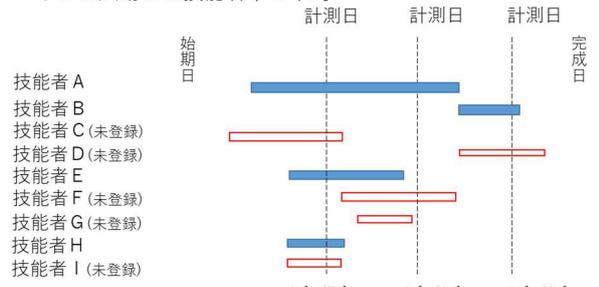


登録技能者率
3人/5人 = 60.0% 1人/2人 = 50.0% 1人/2人 = 50.0%

平均登録技能者率 = **53.3%**

【参考指標】平均就業履歴蓄積率

- 平均就業履歴蓄積率
協議により設定した計測日におけるCCUSのカードタッチをして入場した技能者率の平均



就業履歴蓄積率
(各技能者が入場日全てでカードタッチしたと仮定)
3人/5人 = 60.0% 1人/2人 = 50.0% 1人/2人 = 50.0%

平均就業履歴蓄積率 = **53.3%**

Q12 カードリーダータッチ率等で指標算出対象となる技能者に現場代理人等の技術者は含まれるか。

A12 現場代理人・主任技術者等の技術者は含みません。技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本とします。ただし、システム仕様上、技術者も登録が可能となっており、技術者のCCUS利用は妨げませんが、指標値算出の際には注意してください。

Q13 目標基準の達成を確認するために、どのような書類を提出すればよいのか。

A13 登録事業者率については、システムから出力される「施工体制登録事業者一覧」など、カードリーダータッチ率については、「建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表」に加え、システムで出力される「就業履歴一覧」などを集計して証明することになります。なお、帳票の添付のみで集計がされていないなど、発注者が確認できない場合は、加点の対象とはなりません。